別紙様式第一号の二、別紙様式第一号の三及び別紙様式第五号中「法定代理人　氏　名」を「法定代理人　氏名、商号又は名称　㊞」に改める。

別紙様式第六号及び別紙様式第八号中「法定代理人　氏　名　㊞」を「法定代理人　氏名、商号又は名称　㊞」に改める。

別紙様式第八号の二及び別紙様式第八号の三中「法定代理人　氏　名　㊞」を削る。

別紙様式第十八号中「法定代理人　氏　名　㊞」を「法定代理人　氏名、商号又は名称　㊞」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

第二条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二百十四条第一項第三号を次のように改める。

三　登録申請者が個人である場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類

イ　当該登録申請者に法定代理人がない場合　当該登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類

ロ　当該登録申請者に法定代理人がある場合　当該登録申請者及びその法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書類（当該法定代理人が法人であるときは、当該登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類及び当該法定代理人の定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類）

別紙様式第十七号中「法定代理人氏名　㊞」を「法定代理人氏名（申請者が未成年者の場合記入）　㊞」に改める。

別紙様式第十七号の二中「法定代理人の商号・名称又は氏名（申請者が未成年者の場合記入）　㊞」を「法定代理人氏名（申請者が未成年者の場合記入）　㊞」に改める。

附　則

1　この府令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

2　第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号、別紙様式第八号の二及び別紙様式第八号の三は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府令第十八号

保険業法（平成七年法律第百五号）の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第三号ロの改正規定中「第五十九条の三第一項第二号ロ⑹」を「第五十九条の三第一項第二号ロ⑺」に改める。

第五十九条の二第一項第三号ロ⑽の改正規定中「次条第一項第二号ロ⑹」を「次条第一項第二号ロ⑺」に改める。

第五十九条の三第一項第二号ロに次のように加える改正規定中「⑹　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「⑺　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」に改める。

第五十九条の三第一項第三号ハの改正規定中「保険会社の」に」の下に「「法第百三十条各号」を「同条各号」に」を加える。

第八十六条第一項第六号の改正規定中「日本国内の土地に限る。」を「海外の土地を含む。」に改める。

第八十六条の次に一条を加える改正規定中「日本国内の土地に限る。」を「海外の土地を含む。」に改め、「（当該額と同様の額（外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）」を削る。

第八十七条第三号の改正規定中「第二百十一条の六十」を「次条第六号、」を「変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百十一条の六十」を「変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号、」に改める。

第二百十条の三第一項第四号の改正規定中「第二百十条の十の二第一項第三号ロ⑹」を「第二百十条の十の二第一項第三号ロ⑺」に改める。

第二百十条の十の二第一項第三号ロに次のように加える改正規定中「⑹　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「⑺　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」に改める。

第二百十条の十の二第一項第四号ハの改正規定中「、同条の次に次の三条を加え」を削り、同条の改正規定の次に次のように加える。

第二百十条の十一の二の次に次の三条を加える。

第二百十条の十の二の次に三条を加える改正規定のうち第二百十条の十一の三第一項第七号中「日本国内の土地に限る。」を「海外の土地を含む。」に改め、「（当該額と同様の額（外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）」を削る。

第二百十一条の三十七第一項第三号ロ⑼の改正規定中「第二百十一条の五十九第二項において同じ。」を削る。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社））法第百三十条第一号に係る細目の項中六の二を削り、七を改める改正規定中「六の二を削り、七」を「第六号の二を削り、第七号」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社））法第百三十条第一号に係る細目の項の改正規定中「八を削り、九」を「第八号を削り、第九号」に、「同項九を同項八」を「同号を同項第八号」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社））法第百三十条第二号に係る細目の項の改正規定中「項一」を「項第一号」に、「同項五」を「同項第五号」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））法第二百二条第一号に係る細目の項中六の二及び六の三を削り、七を改める改正規定中「六の二及び六の三を削り、七」を「第六号の二及び第六号の三を削り、第七号」に改める。